

平成 24 年 3 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社 平賀
代表者名 代表取締役社長 中村 則丈
(J A S D A Q ・ コード 7 8 6 3)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理本部長 柴田 憲一
電話 0 3 - 3 9 9 1 - 4 5 4 1

訴訟の一部判決に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 22 日付「訴訟提起に関するお知らせ」で公表いたしました齊藤紙業株式会社その連帯保証人等に対し、7 億 8329 万 2532 円及びこれに対する支払済みに至るまでの利息及び遅延損害金の支払いを求める訴訟（以下「本訴」）を東京地方裁判所に提起しましたが、その一部の相手方に対し、平成 24 年 2 月 27 日に同裁判所より、当社の請求を認める判決（以下「本判決」）が言い渡されたのでお知らせいたします。

記

1. 判決があった裁判所および年月日
東京地方裁判所 平成 24 年 2 月 27 日

2. 訴訟の内容と経緯

(1) 訴訟の内容

①請求金額

損害賠償金 7億8329万2532円及び利息又は遅延損害金

② 請求原因の概要

- イ) 齊藤紙業株式会社に対し、平成20年10月29日に貸し付けた3億円に対する返還請求及び当該貸付金の連帯保証人への支払請求。
- ロ) 齊藤紙業株式会社及び齊藤益生が、当社元代表取締役平賀明男氏とともに、当社の取締役会の承認を経ることなく、当社名義の白地手形を振出し使用したことによって当社が被った損害の賠償請求。
- ハ) 齊藤紙業株式会社に対する、未納原材料（預け在庫）の支払済代金相当額の損害賠償請求。

(2) 訴訟の経緯

当社は、齊藤紙業株式会社等に対し、貸金返還請求及び連帯保証債務履行請求を行い、訴訟外での解決を目指してきましたが、齊藤紙業株式会社及び同社の連帯保証人がこれに応じなかったため、同社等に対する訴訟準備を進め、平成 23 年 11 月 22 日付で訴訟を提起し係争中でありました。

(3) 判決の内容

判決主文は以下のとおりです。

- i 被告齊藤紙業株式会社及び被告株式会社中富士は、原告に対し、連帯して、3 億円及びこれに対する平成 23 年 10 月 28 日から支払済みに至るまで年 6 パーセントの割合による金員を支払え。
- ii 被告齊藤紙業株式会社及び被告株式会社中富士は、原告に対し、連帯して、325 万 4795 円を支払え。
- iii 被告齊藤紙業株式会社及び被告株式会社中富士は、原告に対し、連帯して、4581 万 6573 円を支払え。

- iv 被告齊藤紙業株式会社及び被告齊藤益生は、原告に対し、連帯して、3 億 4894 万 4812 円及びこれに対する平成 22 年 6 月 30 日から支払済みに至るまで年 5 パーセントの割合による金員を支払え。
- v 被告齊藤紙業株式会社及び被告齊藤益生は、原告に対し、連帯して、169 万 0791 円を支払え。
- vi 被告齊藤紙業株式会社は、原告に対し、1 億 3434 万 7720 円及びこれに対する平成 23 年 12 月 3 日から支払済みに至るまで年 5 パーセントの割合による金員を支払え。
- vii 訴訟費用は、被告の負担とする。
- viii この判決は、仮に執行することができる。

3. 今後の対応について

齊藤紙業株式会社、齊藤益生及び株式会社中富士（連帯保証人）に対しては上記の判決が言い渡されましたが、齊藤紙業株式会社に貸し付けた 3 億円の連帯保証人である株式会社ゼロワンについては訴訟継続中のため未だ判決は出ておりません。

この訴訟に関する貸付金及び損害賠償請求権につきましては、全額引き当て済みであります。

また、本判決によって、当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示致します。

以 上